

第17回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成21年2月10日(火) 午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 場 所 本庁舎 2階 第一特別委員会室

(3) 出席者

ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 小川静子 北川圭子 杉山元治 田崎由子

常松明男 羽田則男 藤田一巳 森岡幸江

イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 建設産業室長

出納局入札用度課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席 農林技術課副課長

(4) 次 第

ア 開会

イ 議事

(ア) 審議事項

a 指名競争入札の試行結果について

b 地域要件の設定について

(イ) 報告事項

a 総合評価方式の試行状況について

b 測量等委託業務について

c 福島県入札制度等監視委員会委員の公募について

d その他の報告事項について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

ウ 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、ただいまから、第17回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

なお、県側出席者のうち、総務部政策監につきましては、途中で退席させていただきますことを予め御了承いただきたいと思っております。

それでは、議事につきまして、美馬委員長よろしくお願ひいたします。

【美馬委員長】

それでは、これより議事に入りたいと思っております。

本日の議事の進め方について協議をお願いします。

本日は、審議事項が2件、報告事項が4件、合計6件ございますが、特段の問題がありませんので、公開で行いたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

それでは、公開ということで進めさせていただきたいと思っております。

まず、審議事項のア「指名競争入札の試行結果について」を当局より御説明願ひます。

【入札監理課長】

(資料1により説明)

以上が資料でございますが、本日はこの資料を参考に御審議していただきたいと考えております。

なお、試行結果や本日の監視委員会の御審議、さらには、今後議会における質疑応答等を踏まえまして、次回、県の考え、今後の方針をお示しさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

今日の審議事項の扱いですけれども、今日は試行結果について皆さんの意見をお聴きして、そ

して、その意見を次回に行く最終的な県側の提案に組み込んでいただきたい。委員会としての意見の取りまとめは次回に行いたい。今日はどちらかということ、意見の言い放しといいますか、そういう形でいろんな意見を出していただきたいと考えております。それでは、まず、今の説明に関して質問がございましたら、質問の方から先にお受けしたいと思います。

私の方から質問があるんですが、入札の期間の短縮化という問題、当初予定では14日くらいでできるのではないかと考えていたのが、実際には30日掛かると。これは相当大幅な見込み違いだと思うんですが、その原因はなんですか。

【入札監理課長】

想定した指名競争入札の場合の14日というのは、例えば、以前は建設事務所で案を作って、あとは即指名通知をしていたわけでございます。今年度の試行においては、記載のとおり、まず、建設事務所で案を作って、それを出納局なり出納室に出すという、その期間が約10日くらい掛かっているということが、時間が想定よりも掛かったという理由でございます。なぜ、時間が掛かったのかといいますと、記載のとおり、条件設定の妥当性とかそういうものをより慎重に検討して指名案を作ったというのが理由でございます。

【美馬委員長】

1つは、出納局に出すという手続が1つ入ったために、10日間くらい延びた。もう1つは、条件設定の妥当性について慎重に審議したというのが遅れた理由になっているということでございます。

ほかに質問いかがですか。

(特になし)

それでは、意見をいただきたいと思いますが、意見についてはいかがですか。

この3ページの「工事成績評定点の比較」というところですが、これはほとんど変わらないと。これは当初は指名競争入札のメリットだと考えていたのですか。指名競争入札をすれば、評価点が上がると思っていたんですか。

【入札監理課長】

指名と品質の確保という点につきましては、業界団体の方から指名が必要だということの理由として、そういうことが言われておりました。

【美馬委員長】

結果としては、それほど変わらなかったということのようです。

ほかに御意見はいかがですか。

全体としては、指名競争入札をわざわざ試行したメリットといいますか、当初の目論見はそれほどは出てこなかったというのが全般的な説明だったような気がするんですが。

【小川委員】

確かにこの結果を見ると、指名をしたからメリットがあったとかいうことは直接感じられないかもしれないんですけど、今の建設業者の経営状況、非常に昨年から倒産件数が増えております。倒産していないまでも、青息吐息のところ非常にあつて、年内も保たないんじゃないかと言っている業者がたくさんいます。3月までも保つか保たないかわからない。県の方で融資の枠を広げていただいたりしておりますが、今さら貸してもらっても返すあてもないというくらい疲弊をしております。そういう中で、一般競争ということで透明性、公平性ということでやってはきたんですけど、落札率が下がって、現実はいき合いになっておりますので、平均落札率を見るとわずかの差であるかもしれませんが、このわずかな差というのが、経営にとっては非常に大きくて、元下関係にも響いてくるので、これだけを見て、即指名はあまり意味がないと言うのは、私は考えない方がいいんじゃないかなと思います。

【美馬委員長】

今の話ですと、落札率が低くて経営的に問題が起きているということですよ。その問題は、競争が激しいという中で、指名でもそれほど大きくは変わらない。

【小川委員】

一般競争ですといろんな業者さんが入ってくるというか、誰でも参加しやすいということで、

やはり、実力があるかどうかわからない業者さんが安く取ってしまったり、くじ引きであったりということで、業者さんの信頼関係というのも非常に崩れているというのも間違いないです。やはり、指名ですとある程度この業者さんならできるであろうと発注者側も想定して指名しているわけですから、その中で業者としての安心感もありますし、それから、どうしても工事として特殊な工事とか少額な工事で、一般競争に馴染まないものの指名は必要ですから、そういうことで何でもかんでも指名は良くないということで、メリットがないと考えない方が私はいいと思います。

【美馬委員長】

「④ 工事成績評価点の比較」については、仕事がきちんとできているか、品質は確保されているかという面から見ても、それほど指名だから品質が高いということは、これから見ると言えない。指名競争入札の試行をどうするかという問題は、価格の低下だけの問題だけではなく、総合的に評価していかなければならない問題ではありますね。特に実際の業者さんが非常に経営的に困っているというのはわかるんですけど、それが入札制度の問題なのか、業界自体が過当競争体質なのか、その辺も微妙な問題ですよ。悩ましい問題がいろいろあるかもしれません。

ほかに皆さんいかがでしょうか。

【安齋委員】

私は今の小川委員とは立場が反対なんですけれど、元々、指名競争入札の試行を始めた理由が1ページの頭にありますように、手続期間が長いというクレームですね。そして、2番目として応札なしの事例が多々発生していると。そういう事例があるから、試行という形で進んだんですが、2ページの①を見ますと、条件付の実際の日数が約37日、指名が約30日、これは1週間くらい違いますけれど、大差がないのではないかと。それと、2番目の応札者の確保ですけれども、応札者なしの事例は一般競争入札の場合もあるし、指名競争入札もある。当初の目的からすると、委員長が言ったみたいに大差ないんじゃないかと。それであれば、わざわざ指名競争入札を復活する意味が認められないと。ただ、低価格云々の話もありますが、これは、我々の委員会でも最低制限価格を5、6%上げる方向で調整しましたので、それを踏まえた上で、あとは、一般競争入札にしても指名競争入札にしても、業界が適正な競争をしているわけですよ。わずかな差をもって、それでも助けなくてはならないという理由は私はないと思います。元々透明性がなければいけませんし、そういう意味で、条件付一般競争入札をやっているのが福島県ですので、これは私は死守すべきだと思っております。だから、この結果を見た限り、1年間の試行ということなんですけれど、実際には本日現在では9か月時点での実績を見ても、当初の想定した問題はクリアできないから、あまり意味がないのではないかと思っております。

【北川委員】

大きく数字として違うところは⑤の低価格の問題と、①の日数の問題かと思うんですけど、①の方は悪くなっている点ですよ。そういうことから見ると、指名競争入札にした目的は達せられなかったように感じられます。そこで1つ質問なんですけれど、審査委員会というのはどういう形で構成されているのかということをお伺いしたいと思います。

【美馬委員長】

審査委員会の内容についてはどうなりますか。

【入札監理課長】

出納局が主催しております審査委員会でございますが、出納局の職員と農林水産部と土木部の職員が構成メンバーになっております。

【美馬委員長】

それは内部委員ということですね。

【入札監理課長】

そうです。

【美馬委員長】

そのようでございます。

【北川委員】

二重にするメリットというのは、厳正にするということですか。

【入札監理課長】

19年度からの入札制度改革の中で、これまで発注機関が入札の事務手続もやっていたわけで

すが、より客観性、透明性の向上を図るという観点から、入札執行の機関を総務部の方に移したということでございます。

【美馬委員長】

従来よりは、現場と密着したところではなくて、少し一般化したところに移してきた。そういう意味では、客観的に公平性が保てるんじゃないかということのようです。

【北川委員】

内部で組織されているのであれば、もっと短縮できますよね。外部の委員会かなと思ったんですけど、内部の委員であれば、日程調整は大変でしょうけれど、もう少し何とかなるんでしょうか。

【入札監理課長】

短いものについては、14日でやっているものも案件としてはあります。ただ、実際平均をとれば30日掛かったということでございますので、なぜ、長くなったかという先ほど申し上げた理由でございます。

【美馬委員長】

やり方はわかるけれども、短くする努力というのが足りないんじゃないかという意見についてはいかがですか。内部の委員であれば、もう少し短くするつもりがあれば、できるんじゃないか。そういうことについては、いかがですか。

【入札監理課長】

確かに最も短いものは14日くらいでやっている例もありますので、委員長おっしゃるとおりできないことではないということでございます。

【安齋委員】

事務局にお尋ねしますけれど、日数が伸びた理由の中に総合評価の試行を何百件とやってますよね、その影響も多少あるんじゃないんですか。

【入札監理課長】

これは1千万未満でございますが、総合評価については、1千万以上のものから抽出しております。

【常松委員】

この試行が行われたことは、1ページにありますように、手続期間を短縮することによって住民の期待に応えたい。それから、応札者なしの事例が発生しているということでありました。その後、前々回業者から意見を聴いた際に、品質を確保するために能力を備えた者が必要だという意見がありました。これは、あとから付け加えられたものですが、これら3つすべてに渡りまして、予定したような効果が出ていないということが実績として出ているのではないかなど。ただ、低入札が少ないということについては、これは、私も入札制度の問題というよりも、むしろ建設業界全体が置かれた立場から出てきたのかなどと考えております。それで、その試行が行われた時における県民の対応というのは、ひどいショック状態に見えました。そういう意味で、県の入札制度が後退したという印象を与えましたし、これまで監視委員会で審議を行ってきたことが、内容的になし崩しにされたという強い印象を与えたように見受けられました。全国的にも一般競争入札の対象範囲が拡大している状況も見えます。そういうことから、県民の考え方を斟酌することであるならば、やはり、今回の試行結果については、あまり積極的に受け止められないのではないかと考えております。

【安齋委員】

追加で申し上げますと、委員長が言ったみたいに、入札制度と倒産というのは関係ないと思います。それを小川委員の方で言うなら証拠を示してほしいと思います。実務的にも統計的にもあり得ないと思います。指名競争入札から条件付一般競争入札にしたから倒産が増えたとか、逆にすれば倒産がなくなるということはありません。それからもう1つ、事務局の説明の中でも、品質の確保ということで度々説明があったんですが、実際品質の確保で問題になっている事例はないですね。結局それは土木の方で監理監督を厳重にやり始めたんです。元々それが本来の姿なんじゃないかと私は思っています。これまでは指名だったから相手に任せてたまたま事故がなかったのかもしれないかもしれませんが、本来やるべきことをやっていたから、例えばB、Cクラスの業者が入札しても品質の確保上問題となることはない。ただ、現場の意見をいろいろ聞きま

すと、仕事が確かに忙しくなったと言う声は聞いております。それは、本来の仕事じゃないかなと思ってますので、品質確保のために指名を戻そうということには私はならないと思います。結論としては、先ほど言ったみたいに、常松委員も言いましたけれど、当初の目的と試行結果、9か月間の結果ですけれど、それから見ると、目的を達成したとかいうことにはならないので、むしろ、従来そのままいけると。それが福島県のシンボルであれば私たちは守るべきではないかと思えます。それで、羽田委員の方にも聞きますけれど、これで雇用の関係は問題にならないですよ。指名に戻したから雇用が確保されるということにはならないですよ。

【羽田委員】

そこは、発注者の責任でやっていけばいいわけですから、入札制度ではない気がします。

せっかく指名をいただきましたから私も話をしますと、やはり、この指名競争入札を入れる際に、私の受け止め方としては、県民の要望、サービスに迅速に答えなきゃならないんだというのを私はものすごく大きく感じたわけです。資料もそれを中心に出されたいたような気がするんですけど、ただ、この日数でいくと、私はちょっと入札制度を変える理由にはならないのかなと思うんです。先ほど事務局の方で14日でやっているというところもあるということですけど、平均30日ということは、逆に40日掛かっているものもあるということでしょうから、この試行期間であっても、ここを事務局レベルで改善できたのではないかと思うんです。しかし、残念ながらそういう努力が見えないということになると、一番最初の県民要望、サービスを向上させるところは、判断しづらいのかなと思います。

【美馬委員長】

今の話は、入札制度改革の問題というよりは、住民サービスの問題として、指名であろうと一般競争入札であろうと、迅速に手続を行うというのは県当局の義務ではないかということだったと思います。これは、制度の問題というよりは、県自体が住民サービスの一環としてもっと迅速にやるということが求められているのであろうということでした。是非そういうことも含めて、今後努力していただきたいと思えます。

ほかにありますか。

【杉山委員】

今、何度も出てますけれど、私も当初試行を疑問視したんですけど、やはり結果として、皆さんおっしゃったとおりなんですけれど、あくまでも制度変更が原因ではないんじゃないかなろうかというのは私も同感です。ですから、今後、品質確保にしても総合評価に移行しつつあるわけですから、私は指名競争入札というのはもうやる必要はないんじゃないかなろうかという意見です。

【北川委員】

前回の委員会で資料3なんですけれど、この時の平均日数が31日と出ていて、最長で50日、最短で11日という回答を得たと思うんですが、今回30日となっているのは、「約」がついているんですが、どちらに近いのかなと。あるいは、この資料とは違うのか。

【入札監理課長】

前は11月までの契約でございまして、今回は12月までの契約分についてのものです。

【田崎委員】

今回の試行ということで、ある程度メリットがあるのかなという風に私は見ていたんですが、なかなかその点が事例としては見つけられなかった。逆にいうと、指名よりは一般の方が、その資料の4ページの個別事業者の意見のところ、やはり、指名がないと実績ができない。実績がないと指名がなされないということで、指名のところに入ってこられる業者というのは制限されてしまうのかなということですね。つまり、一般の方が、本当に力をつけてきた小さな企業の方も参加できる機会が増えるのではないかという、そういう印象を持ちました。ですから、指名にした積極的なプラスの効果まではなかったのではないかと感じています。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

【小川委員】

私が先ほど言ったのは、一般競争入札にしたから倒産が増えているということだけではないんですけど、確かに建設業界のいろんな問題があると思えます。入札制度の問題だけではなくて、業界の需給のバランスが崩れているとかいろんな問題があるんですけど、ただ、今建設業だけ

ではなくて、全体的に経済状態がみんな悪くなっている中で、さらに、建設業界の経営状態がかなり悪化していて、今建設業界で働いている人の平均賃金というのが200万ギリギリくらいまで落ちてきております。ですから、派遣で働いている人よりはいいですけど、かなり、賃金が下がってきている。それと経営者もかなり厳しくなってきた中で、確かに指名競争入札と条件付一般競争入札の落札率の差はわずかかもしれませんが、このわずかな差が経営に非常に影響してくるわけですから、少しずついろんなところでカバーをして守れるところは守らないと、本当にそのうち失業者がどうしようもなくなるという状況が目の前に広がっているような気がします。どうしても指名競争入札を守れということではないですけど、指名競争入札にも良い点と悪い点と確かにあります。長所短所両方ありますけれど、どうしてもなくさなければならないというところまで行かないのであれば、もうちょっと試行を延ばしていただけたらという思いです。

【美馬委員長】

今、建設業界が非常に経営的に悪くなってきているという1つの重要な原因は、公共事業が圧倒的に減って、その中で建設業は全然淘汰が進んでない、過剰にあると、それが相当大きな原因になっていると。そうしますと、それは本来から言えば、業界独自で縮小再編をして行かざるを得ないのに、それがそのまま残されて、過剰のままそれを入札制度に頼ろうとしても、やはり問題が大きいと。

【小川委員】

そうではないんですが、消えるところはやむを得ないんです。消えるところは力もなくて、経営のやり方も新しいことに変えていくことができない。そういうところが消えていくのはやむを得ないんですけど、結局、役所の工事を得るためには、いろんな、これから総合評価とか、そういうものに対応するには、経費が掛かるようなことを会社でもやらなければいけない。そういう中核のきちんとした会社が生き残れなくなってしまう。だから、そのためには、少しでも制度で助けられる部分があるのであれば、私は残した方がいいという意見です。

【羽田委員】

私は、また別の観点からお話しさせていただきたくんですが、200万云々というのが出ましたけれど、1つは、やはり、国土交通省、実際は県の調査ですけど、人件費の単価の問題ですよ。今のルールで行くと、下がって行くのが見え見えの制度ですよ。設計単価から入札をして、それで人件費を計算するわけですから、やはり、県がなかなかタッチできないとしても、国土交通省に対して人件費の単価の見直しルール、これをきちんと言っていかないと、実勢の人件費より乖離が出てきてしまうのではないかと思います。それから、セーフティネットの問題も出たんですけど、地元の中核の企業だということであれば、人を雇用しているわけですから、後ほど発言しようと思ってましたが、ここで思い切って言いますと、総合評価の中に、建設業も1つの経営で雇用を守るという観点も必要ですから、総合評価の中に地域貢献というものも必要なんだけれど、従業員のセーフティネットをどうきちんとしているのかということも、今言った雇用者の生活を守るということで必要なのであって、入札そのものの問題ではない気がするわけであり

ます。もう1つは、常に言われることは、元請下請、下請はやはりきついと。もう少し、制度的には県の状況でいうと、元請に対して下請のピンハネができないように指導はできるんだとか、さらには、福島県としては画期的に下請の110番を設置したわけですが、実際機能はしてないわけですよ。やはり、もう少し県が、元請下請とりわけ下請の改善に指導力を発揮できるような制度を作っていくと、この建設業界で働く人たちのそもそもの底上げはできないんじゃないかと私は思うので、そのことと、入札が指名から一般になって大変厳しいということではなくて、違う観点からも見直していく必要があると思うので、そのことですべて解決するというにはならないのかなと。

それから、先ほど委員もおっしゃっていましたが、1千万円というのは地元の業者なわけですよ。協会に入っていない人もたくさんいるわけです。この間聴き取りをやった段階で、先ほども発言があったように、頑張れば協会とかに入っても、何とか入札には参加できるんだということが地元企業を育てるという意味では、指名ではなくて一般競争入札の方が逆に良い。頑張る企業を育てるということにもなってくるのかなと思います。

【美馬委員長】

今の話は、入札制度そのものには直接かわらないけれども、公共事業というのは地域の経済の活性化というのも1つの重要な柱になってくると、価格が安ければ良いというものでもないだろうと。適正な価格で標準の入札価格を決めていかなければならない。もう1つは、下請と元請の関係ももう少し県がきちんと規制できるような、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかという意見だったかと思います。

【岩渕委員】

繰り返しになるんですが、指名競争入札という入札制度と一般競争入札の違いというのはどこにあるかということ考えた場合に、指名競争入札というのはある程度実績のある者から選ぶということなのでしょうが、そういう形の方法が本当に良いのかということになると、実際は、透明性の面からいうと、それはまずいというか、あまり良くない制度だと私自身は思っていて、せいぜい考えられるのは、今いろいろな意見を言われたんだけど、要するに指名競争入札で一番のポイントは何かというと、こういう形でやれば業者が助かるかもしれないという、本当はそこだと思うんです。ただ、そういう指名競争入札制度というのは、業者を助けるためにある入札制度であれば、これはどうにもならないというか、それは排除すべきものでして、単純にいうと、現在の経済情勢がものすごく悪化しているのはわかっていますし、私なんか特に建設業の方は非常に大変だなというのは身に染みてわかっていますけれど、そういう人たちが、指名競争入札をやることによって、果たしてどうなんですかということになれば、やはりそうはならないと考えざるを得ないんです。それは、公共事業の比率が完全に下がってますし、今後の公共事業のことというのは、今後の情勢からいって、やはり少なくなると思っています。そういう中で、業者はどうやって生き抜くかということを考えれば、これは、入札制度で指名をやって、みんなで護送船団方式みたいな形でやればなんとかなるんじゃないかという時代は幻想になってきてますから、私の考えとしては、指名というものは過去の遺物としか考えられない。というのは、今回、品質確保とか何とかいろいろ言われましたけれど、それは後の問題で、指名であろうが一般であろうが品質確保は別の問題です。それから、羽田さんが言われたように、下請の問題とか、それから従業員の雇用の確保という問題もいろんな形の別の方策として出てくるし、入札制度で考えるとすれば、委員長が言われたとおり、入札の価格の設定の問題として、あるいはその後のやっている工事の審査の問題としてやればかなりの程度改善される、入札という点で改善される部分はあるだろうと思っています。私自身は、今回圧力みたいな形で後退しましたがけれど、結局はっきり言って、仮にやったとしても、試行そのものがそれほど大きなメリットが出るとは思わなかったし、実際はそうだと思いますので、少なくとも、もうやらなくてもいいんじゃないのかというのが私の意見です。

【美馬委員長】

ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

【安齋委員】

繰り返しになりますけれど、例えば試行を少し延長しようという意見もありましたけれど、去年の2月に我々が意見書を出した時は1年に限り認めるという重要な文言がありますので、それは守るべきだと思います。

それから、結論は前と同じなので繰り返しませんけれど、指名を復活するかどうかという論点の前に、11月の委員会で申し上げたんですが、例えば、地域要件を少し見直すという方法でいかがですかということ言ってますので、ただ、今回の議案が指名が先に来ちゃっていて、結論から話すからおかしくなってますが、総体的に見ると今回の見直しはワンセットだと思うんですよね。指名競争入札をどうするかは最後の結論かもしれませんが、その前に地域要件、総合評価をどうするのか、それから予定価格を事前公表にするのか事後公表にするのか、そういうもろもろの見直しを踏まえた上で、最終的に指名を復活するかどうかを結論としてやるべきじゃないかなと思っています。

【美馬委員長】

どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

【藤田委員】

私ども企業を支援する立場から見ておりますと、各工事ごとの採算性というものは、非常に厳しくなってきました。確かに安値受注でどこでどう経費を節約するにしても限界がきているというところがございます。確かに地方に行きますと、公共工事オンリーできている会社はかなり厳しい状況で、新聞でも出ておりますけれど、もう手を上げたという企業もございます。私たちが相談に預かっている企業もございましたけれど、どう見ても公共工事だけではどうしようもない、そのような現状のようです。しかし、今回の試行については、安齋委員がおっしゃるように、1年間やってみて、結局それほど効果が見えてないというところも証明されているところがございます。行政側の方ももっと効率的にやる部分があっても良いかと思えますけれど、それも限界がありますし、そうしますと、安齋委員がおっしゃるとおりの方向で別な制度の方でカバーするのが良いのかなと私も思います。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

いろいろ別な方法もあるんだろうという意見だったかと思えます。

ほかに皆さんいかがですか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、この件は次回に県の方針を出していただけるようですので、今日出ました意見を踏まえまして、それにできれば沿う形で県側の提案がなされればいいのかという気がいたします。

これにつきましては、終わりにいたしまして、2番目「地域要件の設定について」に移ります。

それでは事務局説明願います。

【入札監理課長】

(資料2により説明)

資料については以上でございます。

この地域要件につきましても、先ほどの指名の試行状況と同じように、本日の監視委員会の御審議等を踏まえまして、次回、県の考えをお示しさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

地域要件についてでございますが、この問題は、地域要件をどういう風に設定するのか、地域要件を狭く設定すれば地元の業者が受注できる機会が増えていくと。会津なんかの地域にとってみれば、公共事業が正に産業の大部分を占めるというような場合に、地域を特定化すればするほど、その恩恵は受けられると。しかし、福島は基準1で50者を確保できるように設定し、基準2では、一定金額未満の場合には、例外的に30ということクリアすればそれで良いと。今後の見直しの検討材料として現状はどうなっているのかというのが今日の資料でございます。

そういうものを踏まえまして、まず、質問がございましたらいただきたいと思えます。

これは、今の説明では一般土木と建築についての説明だったと思うんですが、それ以外の工事の種類についてはどう考えているんですか。

【入札監理課長】

4ページを御覧いただきたいのですが、今委員長がおっしゃってございました工事の種類については、網掛けになっておりまして、といたしますのは、それぞれの建設事務所ごとに30者確保できておりません。ということで、基準1、基準2を守るということからすれば検討の対象に当たらないということで、検討の対象になるのは一般土木と建築であるということで、2つを見た結果、30者確保できるのが一般土木の1千万円から3千万円のところだということであります。

【美馬委員長】

そういうことのようにあります。

今の話で、例えば、今までは1千万未満は管内だと。一般土木とか建築は30者確保できる。そうした時に、例えば、電気工事についても、1千万から3千万までも管内というか地域要件を狭くすることができる。少なくとも30者を確保できれば、今まで県内全体だったけれど、隣接3管内でやるということができるといことは想定できますよね。

【入札監理課長】

例えば、電気設備についての現在の格付要件と地域要件の割り方なんですけど、500万未満につきましては、ランクがA・B・Cで隣接3管内となっております。といいますのは、電気設備の場合は、建設事務所の管内ごとに見ますと、30者が地方によって確保されていないところがいくつかありますので、そういうことで、その上の隣接3管内になっているというのが現在の分け方でございます。

【美馬委員長】

ということは、工事の種類ごとに全部決められているということですね。

【入札監理課長】

はい。

【美馬委員長】

ほかに質問はいかがですか。

【北川委員】

平成21年9月26日現在ということなんですけど、参考までに伺いたいんですが、これを設定した2年前よりも数字がだいぶ変わっているんでしょうか。

【美馬委員長】

2年前とここの数字はだいぶ変わるんですかという質問ですが。

たぶん減っているということ念頭に置いていると思うんですが、そこら辺についてはどうですか。

【入札監理課長】

倒産とかあればその分は減るんですが、追加受付というのもやっておりますので、その分で増えているのがありますが、手元に数字がありませんので、確認して御報告したいと思います。

【美馬委員長】

ほかに質問はいかがですか。

(特になし)

それでは意見をお伺いしたいと思うんですが、たぶんこれの問題の背後には、今までは、一般土木の場合でしたら、1千万未満が管内というのが原則だったけれど、1千万から3千万の範囲にも、30者という条件が確保できるならば、そこまで広げることも選択肢にあるんじゃないかということが予定されているのではないかと思います。そういうことを前提に踏まえまして、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

【安齋委員】

地域要件の見直しに関しましては、私が11月の委員会で申し上げたんで私の方から若干説明させていただきます。あの時も申し上げたんですが、あのままの状態では、指名競争入札を復活するかどうかということだけに議論が収れんしちゃうと。それではおかしいのではないかと。もっと見直すべき点があるので、例えば地域要件に関してももっと検討してほしいということで、事務局にお願いして1月にまとめたのはこの前報告いただきました。残り細かいデータがようやく今日揃ったんですけど、事務局の説明でははっきりしなかったけれど、委員長が言ったみたいに、3年前の検証委員会の時からスタートするんですけど、まず、入札参加業者を一定数確保しようということで、あの時、30者、40者、50者という案があったんですが、最終的には長野県が使っていた50者という日本一厳しい条件を付けて、たくさんの業者が参加できるステージを作ろうということで、まず基準1というのを提案しました。それから、2番目としまして、ここに書いてあるとおり、一定金額未満については50者なくてもいいんじゃないか。例えば、わかりやすくすれば、一般土木でいうと、南会津の場合は業者が50者もないだろうから、この場合は30者あればそこでやろうということで、「一定金額」というのは、県が最終的に採用したのは、一般土木の場合は1千万、建築の場合500万という形で、残りは基準1を適用しましょうということで始まったんです。11月に提案した時の私の頭の中では、50者がどうも厳しいから、あるいは状況に応じて40者とかいうのを考える時期にあるのではないかとというのが前提にありました。ただ、この結果を見ると、基準1の見直しまではしなくても間に合うんじゃないかという感じがしますので安心しました。それから、もう1つ、基準2の一定金額未満の「一定金額」を見直す必要があるのではないかとということで、今委員長が言いましたけれど、一

般土木でいうと、1千万を引き上げる時期に来ているのではないかなど。あの時も申し上げましたように、宮城県、長野県が入札制度改革を開始した時に、翌年度すぐに地域要件の見直しをやっているんです。宮城県なんかもそうなんですが、真っ先にやったのは、地域割りを再分割したということなんですが、福島は元々8つで始まってますので、これ以上再分割はできないですよ。それもちよっと考えたんですが。これをもし再分割しようとするなら、県北を福島と伊達に分けるんですけども、どうもこれは現実的でないだろうと。区割りは手を付けなくてもいいだろうということで、元に戻りますけれど、一定金額を見直して、委員長が言ったみたいに、一般土木に関しては、1千万を3千万にすれば、かなり業者の方にメリットの方があると思ったんです。それで、このデータを見ても、2ページの3(1)工事件数を見ても、仮に3千万まで引き上げたとしても、件数では一般土木の中で78.8%ですので、3/4ですね。しかし、全体の工事2,610件にすれば46.7%、件数では半数くらいが救われますけれども、(2)金額で言いますと、一般土木の内訳では、約30%、総額の659億という数字からすると、18.2%、約2割弱、逆に言えば、1千万から3千万に上げたところで、条件付一般競争入札の基準1が守れるのは金額で80%、件数で53%なので、全体的な制度の設計からすれば後退したわけでないであろう。むしろ現状に合わせたという形で、これなら県民もマスコミも同意できるのではなかろうかなというのが私の理解でございます。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

私ちょっと足らなかったんですが、原則としての入札参加資格者数は概ね50者を確保する。これはそのまま良いのではないかということですね。基準に2について、管内の一定金額未達の工事というところについて、拡張もあり得るのではないかということだと思います。やはりテーマは2つありまして、原則については50者を確保する。これについては、福島の象徴的なものになっているからこれは残してもいいんじゃないかと。ただし、基準2については見直しもあり得るのではないかという意見かと思えます。

ほかに皆さんいかがですか。

【常松委員】

3ページ3(4)の「管内業者の応札と受注の状況」ですが、ここで見ると、隣接3管内が1千万から3千万で、管外参加が90件、25.4%、管外落札が20件、5.6%とあります。それで、南会津のこれまでの状況から見ると、隣接3管内であってもほとんど他の管内から参加していないように見受けられたのですが、もし、事務局でこのデータを各建設事務所管内ごとにあればお知らせいただければと思います。

【美馬委員長】

南会津については、隣接3管内と広げても意味がないのではないかと。データがあれば教えてほしいということですが。

【入札監理課長】

まず、方部ごとの管外からの入札参加の状況でございますが、県北は4.1%、県中は31.6%、県南は36.6%、会津若松は37.2%、喜多方が63.9%、南会津が14.0%、相双が10.4%、いわきが13.3%となっております。今常松委員から御指摘ありました南会津につきましては、隣接3管内が地域要件の工事が50件ありまして、うち管外から参加したのが7件あるということで、14.0%ということでございます。

【常松委員】

ありがとうございました。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

【小川委員】

ここ1年間の一般競争入札の応札状況を見ますと、非常に応札率が低いという現実がありますので、確かに地域要件の基準1の50者とか、基準2の30者確保という数字は、公平性、透明性から言えば、確かにいいんだとは思いますが、全国知事会で20者から30者以上が原則という指針が出ておりますので、このところの50者を守らなくても、30者を20者とか、50者を40者あるいは30者まで少し下げてもいいんじゃないかなという感じはいたし

ます。

【美馬委員長】

今の意見は、原則としての50者のところも減らしてもいいのではないかという意見だったと思います。

ちょっと事務局の方に聞きたいんですが、隣接3管内を管内に限定するとした場合にはどういうメリットがあるんですか。

【入札監理課長】

隣接3管内を管内にした場合には、当然参加できる業者さんの数が少なくなるというのが1番でございます。それで、それぞれの建設事務所管内ごとの中での競争ということになります。

【美馬委員長】

そうしますと、隣接3管内を管内に制限すると、入札率が高くなるとか、あるいは、管内の業者が100%になることはなるんですが、先ほどいったように、応札数でも14%くらいで実際の落札件数の割合はもっと低いじゃないですか。そうしますと、管内に制限してもあまりメリットがないのではないか。そもそも隣接3管内だった時に4、5%しか管外からは落札してない。それから、金額も大した変動はないとなると、わざわざやる理由はあるのかなど。発注するところの手間が楽になる、簡便化される、スピードが速くなるのであれば別ですけど、メリットがほかにあるのかなと思ひまして。

【入札監理課長】

手続の簡便化については、管内であろうが隣接3管内であろうが差はございません。隣接3管内から管内にすべきという考え方といたしましては、地域の工事については、より現場に近い地元の業者が施工すべきではないかというような考えがありまして、といいますのは、災害が起こった時の緊急対応とか、地域の安全安心を担っているのは地元事業であるということから、地元企業の役割を捉えまして、やはり地域の工事については、地元の業者間での競争とすべきというのが、基本的な考え方でございます。その結果、先ほど3ページの落札率のところでも述べましたが、管内だからといって落札率が高くなっているわけではなくて、競争性についても確保されているということでございます。

【美馬委員長】

ということは、要するに率の問題ではなくて、基本的な考えとして管内の仕事は管内の業者でやる。率が何%であろうと関係ないということのようです。基本的な考え方として、管内の仕事は管内の業者に頼むということがメインにあるような気がします。経済的な効果というのは、それほどないのかもしれませんが、基本的な考え方が違うということのようでございます。

【小川委員】

今業者さんたちは実績がほしいとか、回るだけのお金があればいいからということで、目先の工事に飛び付くということから、例えば、管外の業者が取ることがあるわけです。そういった時に、管外の業者が安く取れば、管外ですから、もちろん経費はかさむわけです。そういったものは、結局下請とか、いろんなところにしわ寄せがいつているのが現実なんです。だから、結果的には好ましい姿ではないということも私はあると思います。

【美馬委員長】

そうしますと、今の小川さんお話ですと、管外の業者が取ったら、管内の業者を下請として使うということなんですか。

【小川委員】

小さい金額の工事は管外の業者がやっておりますけれど、例えば、いわきの工事をほんの少しの差で郡山の業者が取ったとすれば、郡山からいわきに通う経費が掛かるわけです。工事期間中、2か月掛かるのであれば、2か月間の交通費あるいは工事の中身によっては宿泊しないとできない。そういうもろもろの諸経費がかさんできた分のしわ寄せは、下請業者とか、従業員とかいろんなところに現実的にはいつている。だから、無理無理区域を広げて一般競争入札で安く取れば良いということではなくて、管内で競争性でそんなに差がなくて取って、管内の業者ができるのであればそういう姿にした方がいいのではないかという意見です。

【安齋委員】

委員長が言ったのは、今の場合、いわきの業者を使うんですかということですよ。

【小川委員】

それはケースバイケースだと思いますが、いわきの業者さんを使う場合もあるかもしれません。

【美馬委員長】

私なんかには言わせませすと、旅館に泊まるならば地域の経済はプラスになるんじゃないかとも思うんですがね。

ほかにいかがですか。

【常松委員】

当委員会でスタートした時の基準が、基準2において参加者が30者確保できる場合には地域要件を管内にするということで、基本的にルールを1つをクリアしているという状況にありますし、もう1点は、先ほどお伺いしたように、特に県南、いわき、相双、県北もそのようですけど、他管内からの実績が極めて低いと、県北に至ってはわずか4%とという驚くほど少ないという状況が見えまして、結果として、この結果をルールに合わせて規定したとしても、全体的に大きな影響はないんじゃないかなと。当然ルールの中に入っていれば、委員会として認める必要があるんじゃないかと思います。

【美馬委員長】

といいますと、今の常松さんの話では、管内の要件を拡大する必要はないということですか。

【常松委員】

管内扱いにしてよいのではないかということです。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

公共事業の役割というのは、地域経済を活性化するというのも1つの大きな柱になっている。そういう意味で、できるだけ小さな工事は内部の競争で管内の業者に任せる。そういう方向がよいのではないかという意見が多かったように思います。

この問題につきましても、次回に当局の方から提案がなされますので、それをめぐって、もう1回委員会としての意見を取りまとめたいて考えております。

【安齋委員】

もう1つ言いますけれど、基準2の一定金額のケースなんですけれど、今は一般土木でいうと1千万、今委員長の方からたまたま3千万という話があったので、3千万というところから議論がスタートしたみたいなんですけど、金額に関してはいくつもの分け方があると思います。今までの審議の中では、例えば業界からは2千5百万という数字を出されました。当然もう1つは2千万という数字もあるんじゃないかという議論もあって、単純に数字から言えば、2千万、2千5百万、3千万かという議論はあるんですけど、今回、例えば5ページとかの数字を見ても、業者のランク付けその他から見れば、1千万か3千万かどちらしかないんじゃないかというのが私の個人的な感想です。この辺は事務局の方からも意見を聞きたいんですけど。真ん中の2千万とか2千5百万という数字はないでしょ。

【入札監理課長】

5ページのとおりに、一般土木の現在の分け方が1千万から3千万と分けておりますので、これを変更するとなると混乱も生ずるかと思っておりますので、現行の枠組みをそのまま活かすというのが、考え方としては、それが適切なのかなと考えております。

【安齋委員】

藤田委員にお尋ねしたいんですけど、一般土木で考えれば、例えばBクラス、Cクラスの業者がやれるとすれば、アッパーリミットは3千万でしょ。1億というのは無理ですよ。だから、3千万で分けるのが妥当でしょうね。

【藤田委員】

会社のクラスによって技術者数の確保というのがあります。それでできる工事も自ずと決まってくるものと見ております。県の方もその辺は厳しく管理されているようです。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

先ほど御質問いただきました企業数の変遷につきましては、19・20年度の名簿にお

ける当初地域要件を設定した時点での一般土木の県内企業でお答えさせていただきますが、1, 166者ということでございまして、それが9月の時点ですと4ページにございますが、一般土木は1, 163者、数としては3者の変更ということでございますが、実際には6か月ごとに名簿の受付をしてございまして、追加で受付をして登録されている業者もございます。さらには、倒産などにより名簿から削除されている業者などもございまして、結果として3者の変動になっているということでございます。

【美馬委員長】

大きな変動はないということですね。

よろしゅうございますか。

それでは、この案件につきましては、これくらいにしたいと思います。

今出された意見につきましては、県の次回の提案に反映していただきたいと思います。

それでは、ここで5分ほど休憩を取りたいと思います。

《休憩》

【美馬委員長】

それでは、議事を再開いたします。

報告事項ア「総合評価方式の試行状況について」を御説明願います。

【入札監理課長】

(資料3-1により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

総合評価方式の試行状況、合計とすれば350件をやったということですね。

業者等からの総合評価方式に対する要望は高かったんですが、入札参加者数等につきましては、昨年から比べて落ちてきていると。ちょっと、業者はこれをやってくれと言いつつも、実際には参加者数は少し減ってきている。一般競争入札に比べても参加者が少ない。ちょっと矛盾した点もありますが、金額だけでなく、加算点のところでも逆転する事例も結構たくさんあると。52.3%ですので、高い確率で逆転するというのもあると。今後の方向としては、特別簡易型の対象を増やしていきたい。加算点を高めることにしたいと。あと、技術力の評価についてもさらに検討していきたいという内容になっております。

何か御質問等ございますか。

この入札参加者数が少ないというのは、これは業者の負担が重いということですか。

【入札監理課長】

やはり、簡易型におきましても、施工計画というものを出示してもらうことになっておりますので、文書を作成するということが通常の場合より業者さんの手間暇は掛かると考えております。さらに、標準型におきましては、技術提案ということで、騒音防止対策とか水質汚濁の防止対策とか、そういうものを提案していただくこととなりますので、そこについても業者さんの手間暇が掛かるということとも言えると思います。

【美馬委員長】

業者の側にも手間暇が掛かる。発注する方にも手間暇が掛かる。でも、価格だけではよろしくないという中で出てきたんですけど、これだけを見ますと何となく頼りないような気がしますが。でも、逆転率が高いということは、総合評価方式が効いてきているということかと思えます。業者も慣れてくればそれに対する対応能力も付いてくるだろうし、そして、事務当局の方も、それなりにノウハウは蓄えられてくれば、スムーズに対応できるようになるだろうという気はいたします。

業者からは非常に強い要望がありましたからね。

【安齋委員】

完全実施なんて言っていましたから。

【美馬委員長】

それであれば、たくさん入札に参加してほしいと言いたいんですが。

【小川委員】

質問なんですが、施工計画に関しては、学識経験者の委員の方から評価をしていただくということで、いただいた資料3-2の12ページを見ると、18名委嘱されているということなんですけれど、実際にやっている簡易型、標準型の件数から言って、今の委員の数で間に合うのか。特別簡易型を増やしたいということではありますけれど、総合評価の件数が増えてきた時に、委員の数が足りなくないのか、ほかにできる方はいないのか。元の建設技術センターにはいるという話も聞いたんですけど、間に合うのかどうか、その辺を御質問させていただきたいと思いません。

【入札監理課長】

今年度、既に350件やっております、19年度は84件だったわけだったんですが、今年度大幅に件数を拡大したということで、委員につきましても、今年度大幅にこのとおり数を増やしております。特に国の職員の方をお願いして、委員となつていただいております。来年度、どうなるかにつきましては、どれくらい増やすかの検討と併せて委員の数についても検討しているところでございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【小川委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかにございますか。

【杉山委員】

まとめのところ特別簡易型を増やしたいということを書いてあるんですが、特別簡易型の要素というのは決まっているんですか。

【入札監理課長】

特別簡易型につきましては、今年度は1千万から3千万の範囲内でそこから抽出してやっております。

【杉山委員】

金額はわかったんですけど、どんな形で見るのか。

【美馬委員長】

価格以外の要素のところですか。

【杉山委員】

はい。

【入札監理課長】

それにつきましては、資料3-1の3ページのところを見ていただきたいんですが、「企業の技術力」のところパーセンテージが入ってますよね。「施工能力」「工事成績」「優良工事」というところを見ているということで、斜線を引いているところは見えていないということでございます。それで、4ページを開いていただきまして、上のところ、地域貢献ということで、「本店等所在地」「同一市町村内実績」「ボランティア」「除雪・維持補修」。企業の技術力と地域貢献という2項目で見ている、これが特別簡易型でございます。

【美馬委員長】

これは、事務局当局の方で出てきた資料から判断できるものですよ。対面調査をして資料を作るということではなくて、出てきた書類から自動的に読み取れる項目ですよ。

【入札監理課長】

はい。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

【安齋委員】

まず、簡単な質問をしたいんですが、今日は2月10日ですよ。2月7日の新聞では総合評価方式導入で専門技術管理員を配置と、いかにも本格導入のようなニュアンスが伝わったんですが、我々委員会に出たのが今日なんです、今日出ることが数日前にマスコミに出ちゃうんでしょうか。

【建設産業室長】

総合評価の技術管理員の設置につきましては、土木部の方で人員要求をさせていただいた結果になっておりますが、先程来、委員長からお話がありますとおり、協会等からの総合評価方式の本格的導入という要請もございました。今回、委員会にお諮りしていないというよりも、現場の方の総合評価の試行件数、350件程度ではございますけれど、事業課長の業務の負荷が非常に大きく、本来の業務であります現場に出るの工事監理について非常に支障が出ているということもございまして、専門的に総合評価の技術審査をする人を配置する必要があるということから、技術管理員の人員を要求させていただきまして、公表されたという状況であります。

【美馬委員長】

だぶん予算要求の問題があったんでしょうね。

【安齋委員】

総合評価方式については、今までも言ったかと思うんですが、流れからすれば、総合評価方式が増えるというのは素直に認めたいと思います。ただ、業界が言っているみたいに完全実施というのは結論からいうと反対します。というのは、総合評価方式をやると発注が遅れますよね。審査委員会を2回開かなくては行けないと。先ほど小川委員からあったように18名でできるんですかという問題がありますよね。300件をどれくらい拡大するのかわかりませんが提示を受けていないからわかりませんが、2倍まではいかないでしょうけれど、そういう問題があると。業界が言うみたいに早く発注してくれというのと逆行してますよね。それと、総合評価方式というのは、ランクでいうと、Aクラスの上の方だけが救われるという感じですよ。技術点とかが多いですから。そういう得点の問題もありますので、そういうことを総合的に考えると、私は業界が言う完全実施は物理的に不可能だと解釈してますので、完全実施に関しては、私は認めるつもりはありません。ただ、拡大する方向については、時代の流れでしょうから、やぶさかではないと思っております。それから、総合評価の場合、今まで2年間試行をやりましたが、いくつかの問題が出てますので、それは見直してほしいということで、事務局の方にも申し上げまして、例えば、説明があったとおり、ボランティア活動、入札があるところに行くと、ちょっとと言ったら語弊があるかもしれませんが、ゴミ拾ってポイントくださいと。それはボランティアではないでしょう。それは防がなくてはならないということで、ボランティアは継続的などという文言を入れて、その場限りのボランティアは外してほしいということがございました。あと、災害出動で1点という加点もありますが、私なりに調べてみたら、災害出動は地域差があるようです。例えば会津地区は毎年のようにありますので、出動する件数が多いです。浜通りというのは雪もないから災害もない。災害出動したい気持ちはあるんだけど機会がないと。そうすると気持ちはあってもポイントにならない。それはおかしいじゃないか。例えば災害協定に入っているだけでも何らかの加点があるような形でバランスを取る必要があるんじゃないかということをお願いしました。それから、得点がそれぞれの発注ごとにやっていますよね。試行が2年目なんですけど、バラツキがあるように業界の方から話を聞いております。例えば、同じ会社なのに、同じ工事で県北と県南、喜多方で得点が大幅に違ってしまって、業者としては必ずしも納得いかないような配点があると。それはバラバラな状態で得点をやっているのだから、お互いに他の地区で同じ業者にどんな得点を与えているのかわからないままにバラバラに得点を与えちゃっているのではないかなど。そういう意味では、専門管理員を8名配置するというのは、同じような教育水準を与えてバラツキをなくすという意味だと思いますので、そういう意味で良い配慮かなと思います。いずれにしても、得点に関してはいろんな問題がありますので、この辺はもう少し見直してほしいというのが結論でございます。

【美馬委員長】

試行をやって状況分析をやって、問題があれば、きちんと把握した上で内容を検討してほしいということかなという気がします。是非、この試行の分析を踏まえてどこに問題があるのか、その辺について検討していただきたいと思います。

ほかにはいかがですか。

【杉山委員】

総合評価は、価格プラス品質ですよ。それで、学識経験者のチェック項目が3項目ありますよね。これは、何だか御存知ですか。メリットもどういふことがあるかというのは今さら言うの

も何なんですけれど、皆さんよくわからない部分もあるかと思うのでよく説明していただかないと。総合評価は今実際にやっているんですけど、どういうことをやるために行っているのか説明してほしいんですけど。というのは、メリットとして上げられるのは品質面で競争させることによって、工事自体の品質が向上する。品質の確保ですよ。それと、工事周辺の住民や利用者にできるだけ迷惑を掛けない。あと、建設業者の育成と技術力の育成だと。これが総合評価のメリットなんです。ですから、これをやるために、すべて総合評価でいいかということそうでもないですよ。道路の舗装工事の場合には、騒音とかを出さないとか、そういったことも含めた、環境面にも気をつかった会社だとか、そういうことを考えながら、あと、トンネルの時はどうするのか、そういうことを考えながら、1つ1つ出さなくちゃいけないんです。先ほどの特別簡易型とかそういった評価の仕方では、何か意味がはっきりしないので、その辺は学識経験者を含めて、十分評価のことに話合っていたいただいて、実際に執行していただきたいというのが私のお願いです。

【美馬委員長】

事務局よろしくお願いたします。

総合評価方式の意味をきちっと把握した上で審査をしてほしいということでございます。

【杉山委員】

続けてなんですが、先ほど学識経験者の意見聴取は、総合評価方式を行おうとするときはまず聴かなければいけない。落札者決定基準を定めようとするとき、落札者を決定するとき、この3つなんですよ。

【入札監理課長】

ただいまの杉山委員の御発言の件ですが、それは以前の改正前には3回聴かなければいけないということでしたが、改正になりまして、やはり事務手続が煩雑だということで、落札者決定基準を決めるときに1回聴けばいいということになりました。それで、その時に学識経験者が落札者を決定する際も聞きたいということであれば、報告するというように改正となっております。

【杉山委員】

大変失礼しました。

【美馬委員長】

ほかによろしゅうございますかね。

【安齋委員】

1つは念のために聞きますけれど、ここに特別簡易型、簡易型、標準型とありますけれど、実際は高度技術提案型というのがもう1つありますよね。福島の場合は高度技術提案型は該当ないと考えていいですか。

【入札監理課長】

本県では当面対象外としております。

【安齋委員】

そうするとWTOの問題を外すために大きな工事を分割して発注するという事はないですね。

【入札監理課長】

そのようなことはございません。

【安齋委員】

先ほども話しましたが、得点のバラツキなどがありますので、3-2の方に得点の説明がありますけれど、読んでもピンとこないところがありますので、もう少しわかりやすい表にして、得点のウエイトとか、どういうところが固定項目なのか、変動項目なのか、その辺わかる形の表を次回まで作っていただけませんか。

【美馬委員長】

それでは、その内容につきましては、あとで相談して決めてください。

よろしゅうございますね。

それでは次の案件であります「測量等委託業務について」を報告願います。

【入札監理課長】

(資料4により説明)

なお、併せて御報告させていただきますが、前回の監視委員会におきまして、測量等の委託において低入札案件について重点監督を行っている旨を説明させていただきましたが、その際、複数の委員から低入札については統一の基準を設けてやっているのかとの御質問がありましたが、これまで統一した落札率の数値は設けてきませんでした。今後、設けることについて検討していきたいと考えておりますので、その旨御報告させていただきます。

【美馬委員長】

これはこれでよろしゅうございますか。

【藤田委員】

県のホームページを見ましたところ、1月20日付けの総合評価方式試行要領が見られました。その実績がこれから出てくるものと思うのですが、採用実績について概要報告をいただけないでしょうか。

【入札監理課長】

19年度において、測量等の委託業務について入札制度の見直しをしまして、委託については、測量、調査、設計といろいろありますので、多様な入札制度を試行して行きましょうということになりまして、その1つが条件付一般競争入札であり、さらには、今藤田委員から御発言がありました総合評価方式でありまして、今年度ずっと総合評価方式の要領を作ってきておりまして、要領ができましたので、1月ということですのでそれほど経っていないくて、対象件数もほんの数件でございますが、とりあえず、今年度数件やってみようということでございます。

【美馬委員長】

多様な入札方式を試行してみるというのが現状だということのようですね。

藤田さん、よろしゅうございますか。

【藤田委員】

はい。

【美馬委員長】

それでは、次ウ「福島県入札制度等監視委員会委員の公募について」を説明願います。

【入札監理課長】

(資料5により説明)

なお、本日現在、応募者はなしとなっております。

【美馬委員長】

前回どおりのやり方で公募を行っているということのようでございます。

何か御質問ございますか。

【安齋委員】

2月10日現在応募者がゼロということで、19日まで若干日数がありますが、それまでにゼロのままいく、1人か2人いたけど適任ではなかったという場合には公募委員は設けないということですか。

【美馬委員長】

最悪の場合はどうするんですかということですが。

【入札監理課長】

まだ現時点では、仮定の話に見解を述べることはできませんので、差し控えさせていただきたいと思います。

【美馬委員長】

あとでバタバタしても仕方がないような気もしますが、是非、適切な方が応募してくれることを祈りたいと思います。

よろしゅうございますか。

(特になし)

それでは、その他の報告事項に移りたいと思います。

事務局の方から報告をお願いします。

【入札監理課長】

(資料6により説明)

併せまして、前回の監視委員会におきまして、県南地方振興局出納室において入札公告の地域要件と異なる者を落札者として決定した経緯について報告させていただきました。その際、複数の委員から、県として入札参加資格要件を確認するための統一的なチェックリストを作るべきではないかとの御意見をいただきました。そこで、統一的なチェックリストを作成し、2月3日付けで関係機関に通知したことを報告いたします。

【美馬委員長】

今の報告事項について、何か御質問ございますか。

【杉山委員】

今チェックリストの件について報告ありましたが、その時に上席者が併せてチェックするということがあったんですけど、これもやっていなかった。併せて船引の農道の発注で実際の図面と違うものを作ってしまって500万円の損害を出したということが出てきましたけれど、これは基礎的なチェックミスなんです。最近多いんで、チェックリストも委員会に出せるのであれば出していただきたいと思います。上席者がチェックしないで簡単に出してしまう。このくじ引きも自分たちで気付いたのではなくて、応札者から指摘があつてわかつたということで、落札者を決定する段階でチェックしていないということなんです。ですから、2月3日以降そう言ったとしても、チェックリストがまずければいけないのであって、そういうものももし参考になるのであれば、委員会に出していただいて、皆さんの意見を伺ったらいかがかと思います。

【美馬委員長】

チェックリストを作っただけではなくて、それが有効に機能しなければ意味がないから、それが有効に機能するかどうかをここで見てもらったらどうかという意見ですがいかがですか。

【入札監理課長】

チェックリストを見てもらえるようお送りするようにいたします。

【美馬委員長】

一番大事なのは作っただけではなくて、それが間違いなく実行されるかというのが一番のポイントですので、今後、そういうミスが起きないように頑張りたいと思います。

【安齋委員】

チェックリストを今持ってこれないの。

【入札監理課長】

終わるまでに持ってきます。

【羽田委員】

もうちょっと資料6の件を教えてほしいのですが、1月27日に契約したんですけど、これはどっちと契約したんですか。それを教えてもらえますか。

【教育庁財務課主幹兼副課長】

2者が同額でございまして、くじ引きで本来2番手になる業者の方と契約をできております。

【羽田委員】

そうすると、本来の方とは契約しなかったと。その方から指摘があつてわかつたということですね。

【教育庁財務課主幹兼副課長】

そのとおりでございます。

【羽田委員】

業者は納得したんですか。

【教育庁財務課主幹兼副課長】

経過をかいつままで申しますと、学校の方で入札結果をホームページに載せておるわけですけど、それを見て会社の方で計算方法に疑義があるということで、会社の社長さんが学校の方にお見えになりまして、確認したいということで確認したところ、御指摘のとおり間違いがあつたと。それで、会社の社長さんと学校の校長、事務長が話をさせていただいたわけですけど、実際に学校にいられたのが2月4日です。1月27日に契約されているということを慮りまして、その社長さんが、それであれば今さらとやかく言わないと。今後注意してほしいということで、社長さんから御了解といたしますか、いただいた上で、引き続き現在の契約に至っている

という状況でございます。

【美馬委員長】

そういう状況だそうでございます。

【安齋委員】

羽田委員からの質問とダブるんですけど、この資料6には2つ大事なことが抜けているんです。1つは、羽田委員が言った結論はどうなっているんですかということ。間違った方と契約したということは説明に全然入ってない。新聞を見てたぶんそうだろうとは私は思っていましたけれど、今質問してわかったことです。それからもう1つ、これに対する処罰というのはどうなったんですか。間違った職員に対して何らかの制裁措置を執ったんですか。

【教育庁財務課主幹兼副課長】

学校からの報告を受けて、現在検討中でございます。

【安齋委員】

処分とかについてはこれからということですか。

【教育庁財務課主幹兼副課長】

そのとおりでございます。

【安齋委員】

そのことも資料6の時に説明すべきではないんですか。

もう1つ、契約しちゃったからいいのかということですけど、契約を見直して、正しい方と契約すべきじゃなかったのかなど。ただ、工事が着手して、前の事案みたいに3割とか4割とか終わってしまっていて、今さらできないというのだったらわかるんですけど、1月27日で2月4日だとすると、たぶん工事そのものに着手していないんじゃないですか。そうだと、見直す機会もあったんじゃないかなど。今回は正しい業者から損害賠償の請求とかなかったし、訴訟もなかったからいいのかもしれないけれど、それがあった場合にはどう対処するつもりだったんでしょうか。

【教育庁財務課主幹兼副課長】

本来は1番手だった会社の方から、そういった場合につきまして、万が一の時には辞退しますというお言葉があったものですから、特段のそれ以外の方法について検討はしてございませんでした。

【常松委員】

今回のミスはあってはならないことだとは思いますが、入札制度等監視委員会として、改めて取り上げて論議するという性質のものとは若干違うのかなど。このほかにも入札に関するミスはあちこちあったようですけれど、この監視委員会における検討は、制度に関わる問題というものを中心に検討する必要があるんじゃないかと。その結果にしたがって事務執行をする段階においては、これは県の事務体制の中で検討していただくのが筋ではなかろうかと思うんです。私も監視委員会として、県の事務当局が執行すべきものにまで入り込まない方がいいのではないかと印象を持ちますが。

【美馬委員長】

そうですね。制度中心というのはわかりますが、あまりにも多いと、一定程度意見を言ってチェックをするというものも必要かなとは思いますが。

【安齋委員】

最後に言おうと思ったんですが、教育委員会の時は発注機関が高校単位になってるんですよ。こういうちょっと複雑な方式をやる場合には発注単位では熟知していないんじゃないんですか。そうすると、どこで発注するかを検討すべきだと思うんです。例えば、教育事務所がありますよね、そこでまとめて発注というのはできないの。高校でやったら複雑な制度をみんなが理解するのに時間が掛かるし、また、間違いが起きるんじゃないの。入札に関係ないけど、今回教育委員会でもかなりいろんな問題が起きちゃったでしょ。ああいう状態が起きるんだから、こういう類似の問題は起きるんじゃないんですか。そうすると、入札制度を見直すという形で、発注の場所をどうするのかということも検討の材料かなと思えます。

【教育庁財務課主幹兼副課長】

今回の問題につきましては、本当にあってはならないことでありまして、大変はずかしい事態

であると認識しております。今回の件について、学校に照会してまいりました。学校におきましても、大変はずかしいのですが、前日に予行演習をしまして、チェックとかある程度の準備をしまして当日臨んでいた。その時の勉強会において、順番についてはこれでいいという勉強をしてしまったと。委員おっしゃるように、本来、文書を読めば間違いがわかるわけなんですけれど、少し理解不足で逆の準備をしてしまったという部分がありまして、学校の方では、前もってチェックリストとか、役割分担とかを準備しておりまして、その辺のところは、本来であれば間違いが起こらない事態でありましたので、そういったものにつきましては、ケアレスミスということがいかに大きな事態になろうかということについて、学校の方に注意喚起をしながら対応してまいりたいと思っております。

【美馬委員長】

是非よろしく申し上げます。

チェックリストが配られましたが、これについて何か説明がございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

チェックリストの御説明をさせていただきます。

2種類ございまして、別紙1-1というのが2枚になっております。これは、入札書が届いた時点で事前に、我々形式審査という言い方をしておりますけれど、入札書が手続に従って提出されているかどうかということの審査をするために用いているものでございまして、資料としましては、提出された企業さんの数分をチェックできますように、20者を一度にチェックできるような様式になっておりまして、ダブルチェックという意味では、それぞれに通常であれば無効札がない限りチェックが入らないわけですが、無効となる部分がありましたら、そこにチェックを入れまして、右の上の方に確認者といまして、第1、第2、それぞれに確認するようにしてございます。続きまして、1-2の方でございまして、こちらにつきましては、落札の候補者となった場合の確認、つまり落札者となる資格があるかどうかということの確認に用いる資料でございまして、こちらにつきましては、そういう意味では数が少ないということで、この用紙では3者まで一度に確認できますが、万が一、3者以上の落札候補者、例えば1位の方が失格になって、2位に移って2位もダメで、3位に移ってという場合には、もう1枚使うということで作成しておりまして、それぞれ企業について、項目ごとに、今度はチェックをする者がそれぞれの項目ごとにダブルのチェックをするようにしてございます。さらには、公告文からこのチェックリストに転記しなければならない事項がございますので、その転記が間違いなくされているかどうかのチェックもするようということで、間違いのないダブルチェックができるシートを作成したものでございます。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

もし意見がありましたら、あとで読んでそれぞれ事務局の方に指摘していただきたいと思えます。

【安齋委員】

これは〇×をつけるのね。

【入札監理課主幹兼副課長】

はい、そうです。

【美馬委員長】

それでは、3番目の「各委員の意見交換」をしておきたいテーマがありましたら、お出しいただきたいと思えます。

【小川委員】

今日、「平成20年度下請取引等実態調査」という資料を私の方で準備したんですけど、その前に、事務局の方に確認したいんですが、元下関係がかなり悪化しているという現状がある中で、国土交通省は駆け込みホットラインというのを設置しておりまして、建設業法違反等の通報窓口ということで、これは業者が匿名でも受付をする、それから民間工事でも公共工事を受付するというのでやっておりまして、その実績の報告が出ておりまして、平成19年度の内容ですけど、相談・質問も含めて812件あった中で、法令違反の疑いがあったものが211件ということで、勧告が411件、指示処分が11件、営業停止217件、許可取消が1件ということ

でやっておりますが、福島県では、県発注の工事に関して元下110番というものを設けてやっておりますが、それについての何からの相談とか、実際の案件というのはあったんでしょうか。

【入札監理課長】

下請110番というのを入札監理課の方に設けたわけですが、そもそもは、下請からの相談は発注機関がやっていたわけですが、それにプラスして、昨年2月以降入札監理課の方へ110番ということで新たに設けたわけですが、入札監理課の方へは相談はきておりません。

【美馬委員長】

110番への実績はまだないということですね。

【小川委員】

これは単に参考にさせていただきたいということで、国土交通省で2万8千業者を調査したものをデータ化したものの中で、下請へのしわ寄せの状況のわかりやすいところを抜き出してきました。資料の13ページのところには「元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況」ということで、やはり資本金が小さいところが多いということで、3千万未満の資本金の小さいところがどうしてもそういったしわ寄せを受けているという状況が出ております。あとは、都道府県別で石川県、長野県、神奈川県が15～16%と多いんですが、福島県も決して低い数字ではないんです。14ページにはしわ寄せの内容ということで、追加・変更契約の締結を拒否したり、下請代金を払わないだとか、私どもが受けている相談の中で多いのがこういったもので、合意のない赤伝処理、昨日もあるお客さんが相談に来られたんですけど、やはり勝手に数百万の数字を引いたものがきて払ってよこさないという、赤伝処理をされてしまった。民間なので県への相談はできないんですけど、そういった現状があります。そういったものを、内容証明とかで実際業者とやり取りをしていくと、その裏に次の15ページの「発注者による元請負人へのしわ寄せの状況」というものがあります。この中には民間だけでなく公共機関が原因になっていることもあります。やはりしわ寄せの内容というのが16ページに出ておりますように、追加・変更契約をしないだとか、それから、不払いとか、こういったものは民間なんですけれど、それから、公共機関の中でたまにあるのは、県ということではありませんが、現実には工事はやらせているんだけれども、予算がないから何とかしてくれと行政の方から頼みこまれて結局赤字になってしまうということが結構あります。今回、県の方でもございましたが、設計図書とかにミスがあると。これも民間だけではなくて、公共でも時々現実にあることなんで、こういった裏側に元請の発注機関である民間・公共の原因があって、それがさらに下請業者にしわ寄せになっているというのがこのデータで非常によくわかるものですから、参考にとってお出ししました。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

福島県でも、元請下請の関係の適正化というのが重要な問題になると理解しております。小川委員から出されましたのは、全国的な規模の実態調査についての資料でございます。きちんと読んだ上で、今後活かして行かなくてはならないと思いますので、皆さんも是非目を通していただきたいと思います。

【安齋委員】

最後にいくつか質問しますけれど、橘高校の事案は今日説明を受けましたけれど、同じ日の新聞に図面が間違っただけで、それで結果的に500万円損したというものの説明は今日ないんですね。

【入札監理課長】

監視委員会の事務といたしますが、入札及び契約に関することでございますので、今回の県中農林の事例は契約が終わってその後のことでございますので、準備はしておりませんでした。

【安齋委員】

続けて、監視委員会を立ち上げる前の検証委員会の時の中に書いてあるんですけど、1つは、当時は、業者の相保証がありましたね。それが談合の根っこにあるんじゃないかということで、保証方式を見直すということで履行ボンドを検討してはどうですかという提案をしておりますが、今まで2年間経ってもその辺の説明がないので、今日なければ3月の時でも、どの程度検討が進んだのか御説明願いたい。それから、その時にもたぶん書いたと思ったんですけど、PFIとかPPPとかいろんな方式があるけれども、これも検討したらいかかという問題提起をし

ております。これも同じようにどの程度まで検討したのか説明願いたいと思います。それから、同じようにCM、コンストラクションマネジメントの導入はどうかということも言っておりますので、残された問題、いままで2年間で説明のなかった分について、進行状況の説明をお願いしたいと思います。

【美馬委員長】

次回にそれらを御報告いただきたいと思います。

【安齋委員】

もう1つあります。最低制限価格がどうも業者に読まれてしまうので、いろいろな事案を調べたんですけど、横須賀方式というのがありますね。例えば、20者入札した時に、低い価格から10者を選んで、それらの平均値に例えば0.9とか0.95とかを掛けたものを最低制限価格にするという案があります。これは、その辺の説明が今までなかったんですが、その辺を適用できるのか。どうも国土交通省が反対しているんじゃないかというニュースも聞いていますけれど、その辺の方式は福島では適用できるのかできないのか。その辺を次回説明するようにお願いしたいと思います。

【美馬委員長】

それではよろしくお祈いします。

ほかの委員の方で議論しておきたいことはありますか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、その他の案件に移ります。事務局からその他の案件はございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次の抽出案件の審議の対象期間と抽出テーマ、さらには抽出していただく委員の選出をお願いしたいと思っております。よろしくお祈いします。

【美馬委員長】

一応、今まで試行してきました事案につきまして、抽出して検討してまいりましたが、今まで試行してきたものについては今年度で解決しますので、次回の抽出テーマにつきまして、事務局の方から提案があれば出していただきたいと思っております。

【入札監理課主幹兼副課長】

これまでの流れから考えた場合、対象期間としましては、前回までで平成20年9月分までが終了しておりますので、3か月ということでやってきておりましたので、10月から12月分までを対象としたらいかがかと考えております。あと、テーマにつきましては、これまで契約済みの案件が対象となっておりますので、例えば、応札がなかったなど契約に至らなかった工事について、その入札がどうだったのかというような審議をしていただければと考えております。抽出していただく委員につきましては、これまで50音順でお願いしてきたということもございますので、その継承ということでいきますと、田崎委員と常松委員が次回ということになってございますので、それでよろしければ、そのようにお願いしたいと考えてございます。

【美馬委員長】

今の事務局の提案でいかがですか。

対象期間は20年の10月から12月、テーマとしましては、応札者がなかった工事に対する入札案件を中心としたい。それから抽出については田崎委員と常松委員にお願いしたいと。

(特になし)

よろしゅうございますか。それでは、そういう形で抽出案件を決めていきたいと思っております。

そのほか、事務局の方から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

まず、次回の委員会の日程の御確認ということでお願いしたいんですが、事前に調整をさせていただいておりましたけれど、次回の委員会につきましては、3月24日の火曜日の午後1時半から、今回はいろんな案件が出ると思っておりますので、5時頃までは掛かると思いますが、場所につきましては、前回の会場と同じなんですけれど、西庁舎の12階の講堂ということでお願いしたいと思っております。繰り返しますが、3月24日の火曜日午後1時半から5時くらいまでで西庁舎12階の講堂ということで、議題につきましては、指名競争の試行に関します今後の方針とか、

いろいろこれまで議論いただきました案件につきまして、県としての考えもお示しさせていただきながら、御議論をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、今ほどお願いしました抽出案件の審議につきましては、審議の時間等のこともございますので、次回ではなくて、次の次の回にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

それでは、次回の委員会についてよろしくお願いいたします。

本日本日予定しておりました議題については滞りなく終わりました。

貴重な御意見を長時間に渡ってありがとうございました。

これで委員会を終わりにしたいと思います。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、第17回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。